

平成 26 年 度

# 八代市議会建設環境委員会記録

---

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 所管事務調査 …………… 1

---

平成 27 年 1 月 30 日 (金曜日)

## 建設環境委員会会議録

平成27年1月30日 金曜日

午前10時00分開議

午後 0時22分開議（実時間 66分）

### ○本日の会議に付した案件

#### 1. 所管事務調査

- ・生活環境に関する諸問題の調査  
（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

### ○本日の会議に出席した者

委員長 成松由紀夫君  
副委員長 太田広則君  
委員 大倉裕一君  
委員 庄野末藏君  
委員 古嶋津義君  
委員 前川祥子君  
委員 山本幸廣君  
委員 幸村香代子君

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

環境部長 本村秀一君  
環境センター建設課長 山口剛君  
環境センター建設課主幹  
兼課長補佐 山口敏朗君  
環境センター建設課  
建設係長 古閑迫修君

### ○記録担当書記 松本和美君

（午前10時00分 開会）

### ○委員長（成松由紀夫君） おはようございま

す。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

### ◎所管事務調査

・生活環境に関する諸問題の調査（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

○委員長（成松由紀夫君） 本日は、生活環境に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

それでは、八代市環境センター建設事業の進捗状況について、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○環境部長（本村秀一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、本村部長。

○環境部長（本村秀一君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

本日は、臨時の建設環境委員会を開催させていただきまして、ありがとうございました。

案件につきましては、八代市環境センター建設事業の進捗状況についてでございます。

本日は、1月16日に開催されました建設環境委員会におきまして、質疑の中で、第17回、第18回事業者選定委員会における議事録と、今後のスケジュールについて全体版で説明をとの御意見がございましたので、説明をさせていただきます。

また、基本協定書やセメント資源化などについても、あわせて御説明をさせていただきます。

内容につきましては、担当課長より説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○環境センター建設課長（山口剛君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口課長。

○環境センター建設課長（山口剛君） おはようございます。（「おはようございます」と呼

ぶ者あり) 環境センター建設課の山口でございます。

八代市環境センター建設事業の進捗状況について御説明をいたします。座って説明させていただきます。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○環境センター建設課長(山口 剛君) まず、資料の確認をさせていただきます。

建設環境委員会所管事務調査資料として表紙が1枚ございます。

それから、資料1-1としまして議事録でございます。17回及び18回を一くりにさせていただいております。

それから、資料1-2としましてヒアリング事項、かわせみグループという資料でございます。

それから、資料1-3、非価格要素審査に係る点数化方法等を示しました資料を、1枚物でございますが、用意させていただいております。

それから、資料1-4、落札候補者の選定結果ということで、こちらも1枚物の資料でございます。

それから、資料1-5、非価格要素の審査事項の講評ということで、こちらも1枚物でございます。

それから、資料2、八代市環境センター施設整備・運営事業基本協定書でございます。

それから、資料3としまして、A3版のスケジュール案ということで用意をさせていただいております。

以上が資料でございます。

それでは、1点目、建設環境委員会所管事務調査資料をお願いいたします。

本日の説明内容でございますけれども、1点目、事業者の決定について、2点目、基本協定書について、3点目、スケジュールについてでございます。

まず1点目、事業者の決定についてでございます。資料1-1をお願いいたします。

1月16日に開催されました建設環境委員会におきまして、資料請求のありました第17回及び第18回事業者選定委員会の議事録でございます。なお、この議事録につきましては、全文記録に近いものでございます。氏名及び技術的なものについて、削除及び一部黒塗りとさせていただきます。そういうことで、要旨と記載させていただいております。

また、本委員会閉会后配付いたしました記録をもとに、要約をいたしました議事録を、市のホームページに掲載予定にしております。

それでは、まず第17回委員会議事録について、概要を説明させていただきます。

平成26年1月17日、八代市役所5階大会議室Aにおきまして、委員11名の出席及び事務局8名、コンサル4名の出席で開催をしております。

その内容は、報告事項として第15回選定委員会議事録について、それから、議題として事前審査結果の確認、非価格要素審査についての意見交換等、その他としまして第18回選定委員会の開催概要でございます。

2ページをお願いいたします。(1)につきましては省略をさせていただきます。

(2)事前審査結果の確認でございます。

事務局より、応募者から提出されました提案書について、事前審査の結果報告を行いました。その確認内容は、事業者選定基準書に示されております①から④の項目でございます。具体的には、①書類が全てそろっている、②入札説明書に示す入札書類を期限内に決められた方法で提出している、③提案内容が要求水準書の全ての要求内容を満たしている、④入札説明書に示す失格要件に該当しないの4項目でございます。

この4項目について確認を行いました結果、

応募者3グループは全て事前審査の確認内容は満たしており、失格に該当する応募者がいなかったことを報告をしております。

この審査結果につきまして、委員会にて質疑の後、確認をいただいております。

次に、(3) その他事項としまして、第18回選定委員会の開催概要についてでございます。

議題2の非価格要素審査の意見交換の前に、第18回選定委員会の開催概要の説明を行っております。

事務局より当日のタイムスケジュール、ヒアリングの実施方法、ヒアリングに向けた確認事項の送付及び回答提出のスケジュールなどを説明した後、質疑応答を行っております。

その主な内容でございますが、委員から、プレゼンテーション資料の提出時期について、事前提出が可能かの質疑があり、他の委員から、審査は技術提案書に基づいて行うべきでものであり、その際、疑念に思った点はヒアリングで確認すべきであり、プレゼンテーション資料も踏まえて評価をつけるべきではないと考えるとの意見があり、提案審査は、技術提案書に基づいて行うのが公平だと考えるので、プレゼンテーション資料は当日配付でよいのではないかとこの意見がっております。

また、ヒアリング、質疑応答60分のうち、冒頭の10分の回答の説明の後の50分間の質疑時間について、時間を無駄にしないために、どの程度質問を取りまとめておくべきかというような質問に対し、これは事務局から、応募者に確認したい内容については、事前に送付し、あらかじめ回答を提出してもらうこととしている。50分の限られた時間を有効に使うため、ある程度は確認事項を事前に送付し、資料を用意させるほうがよいと思う等の応答がっております。

次、4ページをお願いいたします。

(3) で、議題2、非価格要素審査の意見交換を行っております。

まず、質問事項一覧表により質問事項の確認を行い、委員会で確認したい内容について質疑を行っていただきました。また、提案内容の評価について、応募者各グループは、事前審査を通過しており、少なくとも八代市の要求はクリアしている。あとは提案内容がよく考慮されていると思えば、評価に差をつけるかなど、どういふ評価をつけるかは、委員各自の判断とするなどの意見が出ております。

次に、(4) その他としまして、事務局から技術評価表を配付いたしまして、その記入方法について説明をしております。

評価事項については、審査講評の資料とするので、極力記入していただきたいこと、評価については、AからEを記入していただくこと、評価事項について、下書きをされた後、次回持参願いたいこと等について説明を行っております。

そこで委員から、評価の記入方法について再度の質問や平均化した場合の小数点処理方法について質疑がっております。また、評価の基準をCをベースとして、それよりよい評価をBやAというつけ方でよいのかとの質問に、3グループを比較して、他の2グループより明らかに劣っている場合、DやEもやむを得ないなどの意見交換がっております。

最後に、5ページになりますけれども、次回委員会の開催日程と時間を再確認し、閉会をいたしております。

以上が、第17回選定委員会の議事の概要でございます。よろしくお願ひいたします。

**○委員長（成松由紀夫君）** ただいま第17回事業者選定委員会の議事録について、執行部から説明がありましたので、これから、配付されております議事録を委員の皆さんに御一読いただき、意見等を行いたいと思っておりますが、冒頭執

行部から、本記録について説明がございましたとおり、記録内容は全文記録に近い状態であること、また、これから記録を御一読いただくための時間も多少要するかと思いますので、本件についての確認及び議論等を、まず、委員会委員のみのもとで行いたいと思います。

よって、八代市議会委員会条例第19条第2項に基づき、傍聴人の方はここで一旦退室をお願いいたします。

(傍聴者 退室)

○委員長(成松由紀夫君) それでは、しばらく小会をいたします。

(午前10時15分 小会)

(午前10時50分 本会)

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

それでは、続きまして、第18回事業者選定委員会の議事録について説明を求めます。

先ほどと同様、記録を朗読する時間をとりたいと思いますので、しばらく小会いたします。

(午前10時51分 小会)

(午前11時32分 本会)

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

傍聴者の入室を許可いたします。

(傍聴者 入室)

○委員長(成松由紀夫君) それでは、ただいま説明のありました第17回及び第18回の実業者選定委員会議事録について、何かございませんか。

○委員(古嶋津義君) じゃあ、発言してよろしいでしょうか。

○委員長(成松由紀夫君) はい、古嶋委員。

○委員(古嶋津義君) えーと何ページやったかな、7ページやったかな。選定委員会においては、大変真剣に議論をされていると思います。特に7ページの、先ほども小会中にちょっと発言をしましたが、委員さんの中には、ここ

に書いてありますように、先ほど課長が答弁の中にありましたように、早くから資料をもらわれて、ここに書いてありますように、仮採点を行ったが、評価に迷っている部分もあり、プレゼンを聞いた後で再考したい、評価に迷う部分は、自分の専門外の部分でもあるため、最終評価をつける前に、委員間で意見交換を行った上で、最終評価をつけるという流れでよいかというようなお尋ねもあっているようであります。

こういう部分の中で、詳しい方が話を、流れを一つにまとめられる可能性もなきにしもないではないかなという邪推をするところでもあります。

それと、何ページだったかな、どこかに書いてあったと思いますが、委員会として、これを最終と、落札候補者に選定をするということで明記をしてあります。それがそのまま執行部として、3月議会に御提案されるのかわかりませんが、議会は議会として、私どもももちろんけれど、もう一度一から勉強をし直しまして、しっかりと議決権を行使をさせていただきたいというふうに思っております。

特に、私も、この件につきましては、前に建設関係で、上天草市で変なこともありましたし、前の生活環境でも、最終処分場を建設するとき、当局の内偵も受けたようなこともあっておりますので、慎重にならざるを得ないということでもありますので、しっかりと3月議会で執行部として、この方法が正しいのか、落札候補者に選定はしてありますものの、その辺のところを、もう一度しっかりと市長部局とお話をされて、採点をいただきたいというふうに思っております。私は私なりにしっかりと勉強して、議決権を行使をさせていただくことを申し上げて、私の質問は終わります。

○委員長(成松由紀夫君) 今について、山口課長。

○環境センター建設課長(山口 剛君) ただ

いま落札候補者ということで、事業者選定委員会から選定されたという、委員さんからのお話でございます。

選定委員会からは落札候補者ということで選定をいただきました。その後、市長に答申をしていただきまして、八代市として、現在落札者として選定をしている状況でございます。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 山本委員。

○委員（山本幸廣君） よろしいですか。

説明がありました9ページをですね、よろしいでしょうか。上段から15行目ぐらいなんですけども、委員、黒印の真っ黒グループは、真っ暗いかな、真っ黒いかな、わかりませんが、黒く塗ってありますので、グループは、残渣の発生量、これからずっと、よろしければ、耳を通していただければと思うんですよ。残渣の発生量が多く、それを遠くまで運搬する。それでもうかるのかと。委員については、灰の運搬、資源化の費用は、別途市が支払うので、真っ黒いグループのもうけ、損はない。委員、灰の運搬、資源化の費用は、事業に含まれているのか。事務局サイドとしての考え方を、残渣については排出者は市になるので、市が契約をし、費用を支払う。残渣運搬費、残渣資源化費は、SPCの事業収支計画には含まれていないが、入札価格には含まれていると。ここですよ。処理方式は違って、公平な入札状況になっていると。それから、処理方式の違いで、プラント内容の違いがわからないとか、委員からずっとですけども、なぜ、私が常に出口の問題というのをですね、指摘をしておる中で、委員の方々も大変心配をしておられますね、この問題についてもですね。ところが、事務局サイド、事務局のうちの職員が言ったのか、誰か言われたかわかりませんが、市が契約をしたと、すると、費用は市が払うということの中でですね、先ほど来、私が小会のとときに事務局にお願いし

たのは、確認をしたのはそこなんですね。ですから、ここらあたりについてはですね、きちっとした保証を、私の感覚ですよ、保証を、保証書、保証をですね、きちっと市はとってください。いいですね。これがないとしたら、今、古嶋委員が言われたように、本会議で、私もまだ1票という議決権を持っておりますから、そこら辺については不透明であります。ここらあたりの確約してください。そうしなければですね、もし、九州産廃が終わった。あと、どここの受け入れがなかったというとき等々についてもですね、これは自己というような言葉がありますね。自己という、自然という、そういうのを含めてですね、私が今、要望しておるわけでありまして、そこらあたりについて、しっかりした確約、確証、保証というのをとっていただくようお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口課長。

○環境センター建設課長（山口 剛君） はい、その辺につきましては、委員さん言われることごとともということで理解しております。事務局としましても、その辺について御理解いただけるように、精いっぱい資料を提出させていただきたいということで考えております。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） もう一つです。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 業者が、一つの利害についてもですね、相手方、取引をされる業者、これについても、相手の業者が好かぬだった落札者、好きだった落札者等々というのは、人間関係ですから、これは業者とですね、受けるほうとやるほうのですね、人間関係はなかなか難しい面があります。これはそういう中でですね、よろしかればですね、その相手のグループの業者の日立さんについてもですね、そこらあ

たりの確約をしっかりと、その保証ができるような体制をとるように、重ねてお願いをしておきますから、よろしいですね。相手方がつぶれたとか、倒産したとか関係ありませんじゃいけませんからですね。親会社が保証するか、どこが保証するかわかりませんが、その保証についてもきちっとした確約をしとってください。よろしいですか。セメント会社もわかりません。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

それでは、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、議事録の部分についてはこの程度とし、次をお願いいたします。

それでは、資料1-2から、執行部、よろしいですか。

○環境センター建設課長（山口 剛君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口課長。

○環境センター建設課長（山口 剛君） はい。続きまして、資料1-2、セメント資源化について御説明をさせていただきます。

さきの委員会で、セメント資源化に対します御疑念がありましたことから、再度御説明をさせていただきますと思っております。

この資料は、技術提案書に対しまして、質問の説明として提出されたもののうち、焼却灰の処分に関する部分でございます。

まず、最終処分量ゼロの施設が100%可能か説明してくださいという質問に対しまして、事業者から次のように回答をいただいております。焼却灰について、焼却灰資源化協力企業に装備している前処理設備は、磁力選別機、大塊除去装置、ふるいなどがあり、セメント原料と異物に分けられる。異物を除去した焼却灰は、焼却灰に含まれるガラスや陶磁器くずも含めて、セメントの原料となる。また、大塊除去装置やふるいで除去された物は、粘土類などの原

料とあわせ、原料粉砕機で粉砕処理後セメント原料とする。磁力選別機で除去された鉄類は、スクラップ業者に有価物として引き取ってもらう。結果として、炉から発生する残渣は、最終処分量ゼロとなるということしております。

次に、2ページ目でございます。同じような質問なんですけれども、100%資源化できる焼却灰のセメント化方式の確認をしたいという質問に対しまして、焼却灰は、セメントの主成分である酸化カルシウム、酸化アルミニウム、二酸化ケイ素、酸化第二鉄を含んでいるため、セメントの原料として利用することができると思っております。また、異物も有価物とすることから、受け入れた焼却灰は100%資源化が可能という回答でございます。

また、前処理や処理過程での不適物除去が不要などの説明では、ごみ投入時に破碎などの前処理が必要ないこと、投入されたごみは完全燃焼させ、灰化した後、分級をすることなく、そのまま灰資源化施設へ搬送し、全量資源化処理するとの回答などがあっております。

次に、3ページからでございますが、5ページにかけて、今回残渣資源化協力企業として参加しております3者の確約書を添付させていただいております。

その中の一文でございますが、例えば、3ページの部分で、一番下の2行でございますけれども、日立造船株式会社様を代表企業とする応募者が落札者となった場合は、焼却処理に伴い発生する主灰の資源化事業を20年間受諾することを確約しますとしております。ほかの2者も同等の文面でございます。このようなことから、事務局としても確実な処理が行われるものと認識をしている次第でございます。

次に、資料1-3の御説明をいたします。

先ほど、ちょっとありましたけれども、非価格要素に関する点数化方法でございます。表5でございますけれども、AからEの5段階の評

価としております。その中で、Cの評価でございますが、この評価は、要求水準を満たした上で、さらにすぐれている場合に加算される点数でございます。評価点が半分であったということで、評価が悪かったということではないということでございます。

続きまして、資料の1-4をお願いいたします。

そちらのほうの最後の3行目に下線を振っております。ここでも、評価は市の要求する水準を満たした上で、よりすぐれた提案に対し評価を行う加点方式であるということとして、再度評価の考え方について記載をさせていただいております。

そこで、資料1-5でございます。

前回の委員会で御質問のありました意匠計画に関する点数の開きについて、多少説明させていただきたいと思っております。

その中の意匠計画、3番になりますけれども、この中で、さくらグループとかわせみグループについては、景観と調和したすぐれたデザイン性と緑化に配慮しているということで、B評価程度と、点数的にB評価程度ということになっております。一方、ばんぺいゆグループにつきましては、施設の一体感への配慮及び意匠性、緑地計画などに検討の余地があるということで、各グループとも建設地の立地等、特徴をよく理解して配置を工夫しているものの、その点で、C評価程度ということとされているということでございます。

以上が、資料1から5までの説明でございます。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、資料1-2から1-5までの部分について、何か質疑、御意見等はございませんか。

○委員（山本幸廣君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 前回の委員会でも、私も質問いたして、確認いたしましたので、今、資料ですね、資料1-2ですけども、私に関する回答でありますので、その100%、最終処分量のゼロの施設が100%可能かどうか説明してくださいということで、これについては、業者のほうからはこのような回答があったということで、本当に確約等もですね、目を通させていただきましたので、これについては一安心をしたというふうな心境であることは、皆さんに伝えておきます。何を考えとるかという、山本議員じゃありませんので。そこらあたりはしっかりしてですね、もともとこういう中で、冒頭いろんな委員会開催までのですね、いきさつ等々ですね、踏まえる中では、こういう関係資料というのは早目にですね、出していたければ、何も私も、皆さん方に意見を述べることもなかったというふうに、自分も反省しながら、各職員の方々も反省をしていただければ幸いであります。以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 意見ですね。

○委員（山本幸廣君） 意見でございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） この確約書の中で、20年間確約するということを確約をしてあります。仮にはありますが、大手企業だからないとは思いますが、仮に、この太平洋セメントとか、三菱マテリアル、それに宇部興産、倒産をした場合が仮にあった場合は、法的な部分については、弁護士の先生が入ってらっしゃいましたので、その辺のところはしっかりとあるんでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、誰が答弁しますか。

○環境センター建設課主幹兼課長補佐（山口敏朗君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 山口課長補佐。

○環境センター建設課主幹兼課長補佐（山口敏

朗君) はい。仮に、3者いずれかのセメント化の事業者、セメント会社が倒産した場合どうなるかということにつきましては、まず、入札公告書の中で、そういった契約書の部分も、こういう契約になるということを示しているんですけども、まず、自社でセメント化、灰の受け入れができなくなった場合は、その会社が次の受託先を探すというものが、一つ条件になっております。それと、それをできなくなったということで、損害金を市に支払うということを示明記してあります。それかSPC運営事業者、こちらが協力して、また、グループの大もとでありますところも協力して、次の灰の処分先を探すということになっておまして、八代市のほうで処理できなくなった灰を処分するリスクをなくすような、今入札公告の約束事として明記しているところでございます。今後、契約を結ぶ中でも、そのことをきちんと明記した形で契約していこうということで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員(山本幸廣君) 委員長。

○委員長(成松由紀夫君) はい、山本委員。

○委員(山本幸廣君) 山口君、関連ばってんが、そのような答弁ではなかなかね、きちっとしたたい、だけん、先ほど私が何回も言うでしょうが、確約できるようなたい、やっぱ説明をせぬとじゃがな。今ごろ、はっきり言ってから、業者の言うごてたい、それははっきり言って、松木さんが健全でたい、福岡さんもたい、大丈夫だろうか、横場さんも大丈夫だろうか、どこもかしこもはっきり言って大丈夫だろうかなとなってきたときにたい、いや、それははっきり言ってから、先ほど、だから、保証、保証言うんですよ。ですね。保証というのは、先ほどから私が何回も言うごと、保証、その保証なんですよ。だから、それは弁護士がおるけん云々、きちっとなつとるわけですから、やっぱ

事務局は、それを自信を持ってですね、やっぱ説明をしてほしいなというのが、今の感想ですよ、山口君。そうせぬと、そら、はっきり言ってから、先は不透明ですよ、20年というのは。どがんなるかわからぬですよ。倍、もしも出たときどうしますか。トン数が0.5倍、1.5、1.0ぐらいでしょう、1トンぐらいでしょう、出るのが、残渣ですよ。どれくらい残渣が出るとかな、計画的には。

○委員長(成松由紀夫君) はい、山口課長。

○環境センター建設課長(山口剛君) 今の予定では年間3000トン弱ということで……(「うん、何ですか。大きい声で」と呼ぶ者あり)3000トン弱ということでされております。

○委員(山本幸廣君) それはそうさ。ちょっと委員長、よろしいですか。

○委員長(成松由紀夫君) はい、山本委員。

○委員(山本幸廣君) 3000トンでおさまると。確約はしてあつとか。説明して。

○委員長(成松由紀夫君) はい、山口課長補佐。

○環境センター建設課主幹兼課長補佐(山口敏朗君) はい。灰が出る、出ないにつきましては、今度は、運営事業者の責任ということで、これも入札公告にうたうとって、これからも契約しようということになっておるところですけども、まず、市のごみ量がふえて、灰がふえた場合は、市の幾らか責任があるということで、その分については、市との調整ということになっております。

今度は機械的なものが影響しまして、灰が大量に出てくるということになりましたらば、これは、処理を行っている運営事業者の瑕疵ということが出てきますので、その点については、向こうの責任ということで、今のところうたっているところでございます。

原因がどちらにあるかというところで、灰の

量が、増減につきましては、その乖離が大きい場合にですね、きちんと、それぞれの責任を求めるということになっているところでございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 本当不透明ね、そんな説明ではたい。説明がね、本当は自信を持ってきちんとした確約をとっておかなければ、ふえたならば、はっきり言って、市から払うですばいとか、そうしたら、業者としてはですよ、そのような考え方でおるとかという問題じゃないと思うんですよ。やっぱ契約というのは、きちっとした契約書というのは、今入札、言われたように、詳細に米印があるし、何でもあるんですよ。そこらあたりについて、委員の方々は心配をしてから、皆さん発言しよるわけだけから、自信を持ってですね、きちっとした確約できるようにして、再度報告してくださいよ。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。今、山本委員が言われているのは、要するに出口の問題、灰の問題、できる限り最終処分をしないという市の方針とかけ離れているところにどうなんだという話ですので、また、しっかりその出口の問題、資料、準備しといてください。

ほかにございませんか。

○委員（古嶋津義君） 意見でよろしゅうございますか。

○委員長（成松由紀夫君） 意見の前に質疑。

○委員（太田広則君） 関連して。

○委員長（成松由紀夫君） はい、副委員長。

○委員（太田広則君） さっきの、この20年間で、この3者に決まっていますけど、例えば、もっと近場で、新しい業者が参入しようとした場合はどうなるんですか、この20年間の間

に。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口課長。

○環境センター建設課長（山口 剛君） 今回の入札につきましては、グループということで入札をしておりますので、今回の、20年間については、この入札をされた中で処理をしていただく。その中で、万が一、先ほど言いましたように、あるところが処理ができないというような状況に陥った場合は、そこは業者の責任で、別の業者、事業者を連れてくると、探してくるというようなことになります。

○委員（太田広則君） はい、委員長、いいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、副委員長。

○委員（太田広則君） 要は、3者が20年間がっちり、がんじがらめというふうになりますよね。どっかが経営が厳しくなったら、先ほど、あつてはならぬことだけど、そうした場合にだけ初めて業者を探すという捉え方。じゃあ、この20年間に、例えばね、セメントじゃなくて、いろんな技術開発がされてきて、目の前に、例えば、八代市にこういう処理ができるんですということがあったとしても、20年間というがんじがらめで、何もできないということが予想されるんだけど、それでいいのかなあという気がしてならないんで、その20年間で、よその人の参入、新しい技術の参入とかいった、そういうプレゼンテーションも受けないので。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口課長。

○環境センター建設課長（山口 剛君） 今回の入札公告につきましては、20年間ワンセットということで受け付けをさせていただいております。ですので、20年間については、1つのグループによる事業ということでさせていただくということになります。

○委員長（成松由紀夫君） 副委員長。

○委員（太田広則君） 例えばね、運送費、八

代市が払うと、先ほどね、八代市が負担をするという中で、運送費が、こっちが安いんですよとかというところが出てきた場合に、それもだめなの、逆に。（「契約しとるけん、だめやんね」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 副委員長。

○委員（太田広則君） だったら、先ほど山本委員が言われるように、そこまできちっとした、20年間変えられないんであればですよ、コスト面をしっかりと私たちに説明してもらわないと、それは納得できぬところがあると思います。新しい業者も参入できない、新しい技術も参入できない、近場で、もしそういうところがあったとしても、20年間という契約だからできないというんであれば、しっかりとした、安心するようなコストも含めてね、運搬賃というんですか、20年間、その価格でいくわけでしょう。当然ガソリンの高騰、燃料費の高騰とかありますよね。それによって値上げしてもらいます、委員会をお願いしますとかというところが、多分出てくるかと思いますが、今後将来にわたっては、だけど、そこから変えられないんであれば、しっかりとした根拠を、私たちに説明していただきたいと要望しておきます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） はい。意見として申し上げておきますが、今、ストーカー方式としては、今まで勉強した中では、15年か20年ぐらい耐用年数があると言われておりますが、今、どの施設においてもですね、延命化、延命化を図っている状況であります。今度契約をされる、うちの形式が、20年間ありますので、20年過ぎてから、機械がですね、ぐっと延命化できたときが、飛灰、残渣、その辺のところはどこにあるのか、その辺のところも、将来的には考えておかれたほうがいいというふうに、私は思います。私が、もういない世界ではありましようけれども、そのようなところをよ

く考えとっていただけますか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、御意見を承っておきます。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、2、基本協定書について、説明をお願いいたします。

その前に、委員の皆さんにですが、午後からも行事等が入っておりますので、このまま強行して、2、3まで続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、2、説明をお願いします。

はい、山口課長。

○環境センター建設課長（山口 剛君） 続きまして、資料2の八代市環境センター施設整備運営事業基本協定書について御説明いたします。

基本協定につきましては、事業者と内容の煮詰めが終わりましたので、今回御説明をさせていただきます。

目的としまして、第1条に示しております。本協定は、本事業に関し、市が日立造船株式会社グループを落札者として決定したことを確認し、第2条第1号から第5号に定める各契約の締結に向け、市及び落札者の権利、義務等について必要な事項を定めるものとしております。

事業契約につきましては、第2条の（1）から（5）まで定める5つの方法の契約になってまいります。

その次の運営事業者の設立で、第3条ということであっております。これにつきましては、構成員は、本協定締結後、速やかに会社法に定める株式会社として運営事業者を設立する、これ、いわゆるSPCのことです。

次のページでございますが、主なところを申し上げますと、下から3分の1ほど、事業契約についての協議及び締結でございますが、その

4条第2項、事業契約は、事業仮契約として締結後、建設請負契約の締結について、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、八代市議会において議決されたときに、正式に締結されるものとしております。

次のページの3ページから、談合等の不正行為に対する処置、及び事業契約を締結しない場合の違約金、賠償金等の事項を記載をしております。

次に、事業の不成立ということで、第9条でありますが、4ページの中ほどでございませぬ。市及び落札者のいずれの責めにも帰すべきでない事由により、市と落札者が事業契約の締結に至らなかった場合、既に市と落札者が本事業の準備に関して各自が支出した費用は、各自が負担するものとし、市及び落札者は事業契約の締結に至らなかったことに起因する債権、債務が相互に存在しないことを確認するというようにしております。

そのほか、協定に基づく権利の譲渡禁止等、債務不履行等の記載を記しております。

なお、7ページになりますけれども、本協定の締結の相手方は、八代市長と落札者であります構成員、協力企業の10者と締結をするということになります。

それから、9ページでありますが、こちらのほうは、運営事業者の設立当初の資本金額について記載をしております。これが設立当初、代表企業と協力企業とでの振り分けでございませぬ。

それから、その下の2におきましては、事業が開始します30年4月までに資本金をこの金額までふやしていくという状況でございませぬ。

それから、10ページでありますが、別紙2、出資者の保証書ということで、SPCを立ち上げました後、株の配分等について保証をするものでございませぬ。

それから、11ページには、今後の予定ということで、2月末に事業の仮契約を締結をいたしました後、3月に事業の契約を締結をする予定でございませぬ。なお、この事業契約につきましては、当然のごとく、建設請負契約の議会承認をもってということになります。

最後のページでございませぬけれども、八代市と各協力企業、構成員等の契約方法について、体制図、役割分担ということで載せておるものでございませぬ。

以上で、簡単でございませぬが、説明とさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、基本協定書の部分について、何か質疑、御意見等はございませぬか。

○委員（太田広則君） 委員長、いいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、副委員長。

○委員（太田広則君） 仮契約の締結、前回の委員会で、仮契約の締結の中に基本契約、建設請負契約、運営委託契約、残渣運搬業務委託契約、残渣資源化業務委託契約等がありますが、今回の別紙の3、11ページを見てみると、それが分かれていますけれども、そこは変更されたんですか。

それから、前回は委員会で言いましたが、私は、議会前に、それは規則どおりの仮契約の締結なのかということも含めて、その2点、確認させていただきます。

○環境センター建設課建設係長（古閑迫修君）

はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、古閑迫建設係長。

○環境センター建設課建設係長（古閑迫修君）

はい。契約についてでございませぬけれども、議員おっしゃられたとおり、まず、契約における種類でございませぬけれども、まず第1番目に基本契約、そして建設請負契約、20年間の上に係る運営の、こちら委託になります。残渣の

運搬委託、残渣の資源化の委託ということで、大きく分けまして5種類の契約がございます。ですので、11ページでございますけれども、別紙3に書いてありますスケジュールの中にあります、27年3月に予定しております事業契約、この括弧の中に書いてございますけれども、基本契約、建設請負契約、運営の委託契約、残渣運搬の業務委託、残渣資源化の業務委託契約、こちらが5種類明記されております。こちらにつきましては、5種類で間違いのないところでございます。

あと、仮契約を結ぶことについてでございますけれども、やはり、八代市の環境センター建設事業でございますけれども、本事業は、スタートとしたときからですね、一応PFI法に基づいて行っております。PFI法といいますのは、御存じかもしれませんが、公共施設の設計、建設、維持管理、そして運営に至るまでを民間さんの資金やノウハウを活用して、従来どおりの市が公共で行うよりも効率的にサービスを提供できることを目的としております。

PFI法の中でも、幾つかの手法でございます。ただ、その中でも、PFIの事業者に設計、建設、運営を一括して委ねて、市のほうが施設の所有、資金の調達のみを行うこと、これをDBO方式といいますけれども、今回環境センター建設事業は、このDBO方式を採用しております。

DBO方式は、設計から運営までを一括して相手方と契約を行うということになっておりますので、さきの説明にもありましたが、落札者が決定した時点で、契約を相手方と行うこととなります。この契約は、大きく分けると、建設関係の契約と運営関係の契約というふうに分かれてまいります。

今回の場合ですと、建設関係の契約といいますのは、建設請負契約のことになります。運営関係の契約といいますのは、20年間の運営委

託、残渣の運搬委託、残渣の資源化の委託、あとは総合的な基本契約と、先ほども申しましたけど、大きく分けて5種類の契約となります。ただし、この5種類には分かれるものの、これらがそろって初めて相手方との一つの契約というふうになります。

八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定によりますと、これの5種類の契約の中でも、建設請負契約のみが議会の議決が必要というふうに分類されることとはなりませんけれども、この事業の契約は5種類の契約がそろって初めて一つの契約となりますことから、全ての仮契約を済ませた上で、一応3月の議会で、この建設請負契約の御審議をいただくこととしておりますので、私ども事務局は、全ての仮契約を済ませるというふうな手続を踏んでまいります。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、太田副委員長。

○委員（太田広則君） はい。わかりましたけど、先ほど来から出てます落札決定者じゃないと、候補者じゃないのっていう話、落札決定者に対してはでしょう。候補者、先ほどから出てますけど、それでもいいの。

○環境センター建設課建設係長（古閑迫修君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、古閑迫建設係長。

○環境センター建設課建設係長（古閑迫修君） はい。落札候補者という言い方がですね、事業者選定委員会で決められた方を落札の候補者というふうにしております。落札候補者の方を市の事務局のほうに答申いただいておりますので、事務局から、一応市の内部でですね、この選定委員会で選定された落札候補者を落札者としてよいかということで、一応市のほうで決定するために、市長までの決裁とりまして、今、

落札者として一応決定をしているところがございます。

○委員（太田広則君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、副委員長。

○委員（太田広則君） では、落札者という方で認識していいわけですね。

○委員長（成松由紀夫君） はい、古閑迫建設係長。

○環境センター建設課建設係長（古閑迫修君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（太田広則君） わかりました。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（太田広則君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、副委員長。

○委員（太田広則君） 次のスケジュールのところに絡んできたんでね、もうあれなんですけど、先走って聞きましたけど、別紙がついていたんで質問させていただきました。

○委員長（成松由紀夫君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、次のスケジュールの部分について、説明をお願いします。

○環境センター建設課長（山口 剛君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口課長。

○環境センター建設課長（山口 剛君） はい。それでは、資料3、八代市環境センター建設事業スケジュール案について御説明をいたします。

まず、これの一番上、環境影響評価につきましては、前回お示ししましたものと変更ございません。

2番目、港湾計画の変更、県から国ということの欄でございますけれども、平成26年度12月に契約の締結を、市議会の議決をいただき

ました。青の部分でございます。その後、土地代の支払いを1月の15日に行いまして、2月に所有権の移転登記という運びになっております。これが県有地の流れでございます。

それから、国有地のほうでございますが、青のちょっと濃い部分でございます。こちらのほうは、26年12月に不動産鑑定登記を、国のほうでしていただいております。その後、今度は27年度に入りますと、財産審議会を経た後、県議会の議決後、県のほうに財産取得ということで、国から県へ譲渡という運びになります。それで、県議会で議決後、契約を締結というふうになります。その後は、市と、今度は県の事務手続というふうになりますので、ブルーのほうに色を変えております。7月ごろに、市から県へ売却の申請を行います。その後、もう一度財産審議会を、今度は県から市に売るということで、財産審議会を開いていただきました後、市議会への補正予算を、9月議会に提出をさせていただきたいと、今は考えております。それは、御承認いただけますと、県と八代市で仮契約の締結という運びになります。それをもちまして、12月議会に県議会と八代市議会に、財産の処分及び財産の取得ということで、双方の議会に提案し、議決をいただければ、土地代金の支払いを行い、所有権の移転という段取りで、27年度、28年の2月ごろには、国有地のほうを取得という運びで、順調に進んでいる状況でございます。

次に、3段目でございますが、ごみ処理施設の都市計画でございます。26年度の10月に、八代市の都市計画審議会を開いていただきまして、その後、ごみ処理施設の変更の告示を、26年12月の10日に行っております。

続きまして、事業者選定手続及び実施設計・建設工事でございます。こちらのほうは、26年度5月の1日に入札の公告をさせていただきまして、資格審査を行いました後、12月の2

0日に落札者の決定をいたしております。その後、先ほど説明しました、基本協定を1月から2月の頭になりそうですけれども、結びまして、その後事業者、運営事業者の設立及び仮契約の締結というふうに進めてまいりまして、3月議会に契約の承認をいただくべく提案をする予定でございます。それがいただきました後、国有地の取得を待ちまして、28年度の4月から工事を2年間で行うという流れでございまして、29年度、平成30年の3月になりますけれども、完成の予定としております。

それから、最後になりましたけれども、事業者選定委員会のスケジュールでございしますが、最終的に、今回説明させていただきました第17回を11月、18回を12月の20日に開催いたしまして、落札候補者の選定を行わせていただいた次第でございします。

以上がスケジュールでございします。（「よかったです」と呼ぶ者あり）

**○委員長（成松由紀夫君）** それでは、スケジュールの部分について、何か質疑、御意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（成松由紀夫君）** よろしいですか。

それでは、なければ、これまでの説明の中で、山本委員より、焼却灰等に係る処理計画書についての資料要求がございました。

お諮りいたします。

本委員会として、資料を請求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（成松由紀夫君）** 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、委員長からのお願いというか、意見ではありますが、各議員さん、委員さんのこれまでの御意見、質疑、聞いておられますと、やはりですね、どうしてもいろいろな御感想が、各議員さん方、それぞれ思いがあられるように感

じます。どうしても、この異種格闘技戦の難しさ、どうしてもそこら辺が、機種検討会、もう事業者選定委員会の決定だけではなくて、執行部の皆さん、大変御苦労されている中に、機種検討会までさかのぼるようなことに、お話がなっているのかなあというふうに思います。各委員さんにおかれましては、しっかり、まだ3月議会までの時間の中で熟慮、精査をしていただいて、執行部等と、またやりとりを、各、それぞれでさせていただいて、執行部もしっかり説明をされるようにしていただきたいというふうに思います。

**○委員（山本幸廣君）** 委員長、一つよろしいですか。

**○委員長（成松由紀夫君）** はい、山本委員。

**○委員（山本幸廣君）** 委員長から許可をいただきましたので、関係の資料が、配置図が、この図面が、執行部からいただきました、ですね。これは、私個人的な問題を含んでありますけれども、市民からの意見も含めてということで聞いてください。

これから着工する、そしてまた、併設をした中で、このような多目的な広場等々の市の事業等が、これから進んできますけれども、これについてもですね、真剣に、私は見直しをせないかぬ時期に来たんじゃないかと、そんなに思います。といいますのは、やはり、庁舎の建設等もあります。そういう中で、庁舎の建設等は、この計画書的には全然なかったんですよ、頭になかったんですね。ですから、そういうことを考えれば、この問題については、少し見直しをする必要があるんじゃないかというふうに思いますので、これからひとつ議論をさせていただきたいと思います。そのことだけは、意見として、委員長、意見としてよろしく願いをしておきます。

**○委員長（成松由紀夫君）** はい。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、以上で八代市環境センター建設事業の進捗状況についてを終了いたします。

ほかに当委員会の所管事務調査について何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、ここで、委員長からのお願いであります。本日資料としてお配りいたしました議事録につきましては、繰り返しになりますが、全文記録に近いものであり、本委員会閉会后、執行部において、配付された記録をもとに要約整理した議事録を、市のホームページに掲載される予定でございますので、お配りしてあります議事録についてのみ、一旦回収させていただき、要約版ができ次第、皆様方に、また配付したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員の皆さんの御理解をお願いいたします。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、建設環境委員会を散会いたします。

(午後0時22分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成27年1月30日

建設環境委員会

委員長